

Title	白石友行君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.8 (2012. 8) ,p.61- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120828-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

白石友行君学位請求論文審査報告

一 はじめに

白石友行君が提出した博士学位請求論文『契約不履行に基づく損害賠償の理論』は、フランス法との比較検討を踏まえつつ、契約不履行に基づく損害賠償の理論枠組みという視角から、契約不履行法、契約責任論を検討し、さらに、そこでの成果を、契約法、損害賠償法の基礎理論と接合せつつ論じた研究である。

従来の議論においては、契約不履行に基づく損害賠償を、不履行によって生じた損害を賠償するための制度として理解する立場を当然の前提として議論が展開されてきた（本論文は、これを「賠償モデル」と呼ぶ）。このことは、契約不履行に基づく損害賠償と不法行為に基づく損害賠償を同一の性質を有する制度として捉える伝統的見解に顕著な形で現れているが、契約を起点に据えた議論を展開する近年の見解においても、賠償の論理が基礎とされていること

に変わりはないとする。しかしながら、その結果、契約不履行に基づく損害賠償が関わるさまざまな場面において、多くの理論的・実的な問題が生じてきた。これに対して、契約不履行に基づく損害賠償を、実現されなかった契約の履行を確保するための制度として捉えるならば（本論文は、これを「履行モデル」と呼ぶ）、民法の体系に適合目的で、判例の解決を無理なく説明しつつ、理論的に一貫性のある枠組みを構築することができるし、契約が問題となる場面では、その特性を考慮に入れた理論を提供することができる。また、こうした見方は、契約不履行法、契約法、民事責任法の体系化に向けた有用な視座となりうるだけでなく、契約不履行に基づく損害賠償の制度のあり方を問う場面でも有益なモデルとなる。これが本論文によって提示される基本構想である。

本論文は、A4で本文九一四頁、引用文献一覧一二二頁に及ぶ非常な大作である。白石君は、本論文の基礎となる研究を法学政治学論究等に発表しているが、本論文は、これらの論稿における議論を充実・発展させて、ほぼ全編に亘って統一的な構想の下に書き下ろされたものである。本論文の構成は以下の通りである。

序論

第一項 問題の所在

第二項 契約不履行に基づく損害賠償に関する二つの理

論モデル

第三項 問題の設定

第一部 原理

第一章 性質

第一節 帰責と実現

第一款 フランスにおける契約不履行に基づく損害賠償の性質論と契約上のフォート

第二款 契約不履行に基づく損害賠償の性質論と帰責事由及び不履行

第一節の結論

第二節 異別と同一

第一款 フランスにおける契約不履行に基づく損害賠償と契約債権の関係

第二款 契約不履行に基づく損害賠償と契約債権の関係

第一節の結論

第二節 対象

第一節 損害と契約

第一款 フランスにおける契約不履行に基づく損害賠償の対象

第二款 賠償方式としての契約不履行に基づく損害賠償の限界？

第一節の結論

第二節の結論

第一節の結論

第二節の結論

第二款 契約不履行に基づく損害賠償の対象

第一節の結論

第二節 制限と完全

第一款 フランスにおける契約不履行に基づく損害賠償の範囲の理論的基礎

第二款 契約不履行に基づく損害賠償の範囲の理論的基礎

第一節の結論

第二節の結論

第一部 統合

第二章 解釈

第一節 理論モデルの確立

第一款 フランス民法典における契約不履行に基づく損害賠償の構造

第二款 日本民法における債務不履行に基づく損害賠償の構造

第一節の結論

第二節 理論モデルの動揺

第一款 賠償方式としての契約不履行に基づく損害賠償の構造と意義

第二款 賠償方式としての契約不履行に基づく損害賠償の限界？

第一節の結論

第二節 賠償方式としての契約不履行に基づく損害賠償の限界？

第一款 賠償方式としての契約不履行に基づく損害賠償の限界？

第二款 賠償方式としての契約不履行に基づく損害賠償の限界？

第一節の結論

第二節の結論

第一節の結論

第二節の結論

第二章 設計

第一節 理論モデルの利用

第一款 フランスの制度設計論

第二款 日本の制度設計論

第一節の結論

第二節 理論モデルの影響

第一款 契約不履行法への影響

第二款 民事責任法への影響

第二節の結論

第二部の結論

結論

第一項 本稿の結論

第二項 残された課題

二 本論文の概要

本論文の概要は以下の通りである。

(一) 序論において、まず、フランスにおける損害賠償の性質をめぐる議論の分析から、契約不履行に基づく損害賠償に関する二つの理論モデルが抽出され、本論文の分析視角と検討課題が設定される。フランスにおける契約不履行に基づく損害賠償の性質に関する議論は、一方で、契約不履行に基づく損害賠償を、賠償という視点から捉え、不法行

に基づき損害賠償と同じ性質を持つ制度として構想する。為に基づき損害賠償と同じ性質を持つ制度として構想する。伝統的理解「賠償モデル」と、契約不履行に基づく損害賠償を「債務の効果」と位置付けているフランス民法典本来の立場や、ヨーロッパ法の動向を踏まえながら、それを履行プロセスの一部として把握しようとする立場「履行モデル」との間で展開されている。本論文は、そこでの議論を参考にしつつ、契約不履行に基づく損害賠償を分析する際の枠組みとして、それを不履行によって生じた損害を賠償するための制度として捉える賠償モデルと、実現されなかった契約の履行を確保するための制度として捉える履行モデルという、二つの基本的なモデルを設定して、この理論枠組みで契約不履行に基づく損害賠償の原理に関わる諸問題を検討する。

(二) 第一部では、契約不履行に基づく損害賠償の理論枠組みに直接関わる、損害賠償の性質、対象という検討課題が設定され、それぞれの具体的レベルにおける問題が検討される。

1 帰責事由の意味について。フランスの賠償モデルは、契約不履行に基づく損害賠償と不法行為に基づく損害賠償を、いずれも、損害を惹起した者に対して当該損害の賠償

を義務付ける責任制度として位置付け、契約上のフォート
を、この責任を生じさせる行為と観念している。これに対
して、フランスの履行モデルは、契約不履行に基づく損害
賠償を契約債務の等価物による履行方法として位置付け、
その源を契約それ自体の中に求めている。この理解によれ
ば、契約不履行に基づく損害賠償の肯否を判断するに際し
て、責任を生じさせる行為としての契約上のフォートを観
念する必要はなく、端的に、約束されたものが履行された
かどうか、債権者が契約において予定したものを獲得した
かどうかを問題にすれば足りることになる。フォートでは
なく不履行こそが、履行モデルに基礎付けられた契約不履
行に基づく損害賠償責任の有無を判断するファクターとし
て把握される。

わが国の不法行為Ⅱ賠償モデルも、不法行為のモデルを
借用し、帰責事由の中に、善管注意義務違反を中核とする
過失を読み込むことよって、債務不履行における損害賠
償成立のためのファクターを観念した。その結果、フラン
スの賠償モデルと同様に、多様な事案を包含しうるだけ
の民事フォートを構想し、また、フォートによって不履行を
取り込むことを怠ったために、不履行の判断と帰責事由の
判断を明確に区別することができないとか、判例の現状を

説明することができないといった問題を抱えることになっ
た。他方、近時の契約Ⅱ賠償モデルは、契約の拘束力から
帰責の問題を考える方向性を示しているが、そこには、レ
ベルの異なる二つの説明を見出すことができる。一つは、
約束に対する違反を帰責の根拠とするものであり、もう一
つは、損害賠償について約束したことを根拠とするもので
ある。もともと、いずれのタイプの説明であっても、賠償
モデルの論理を前提とする限り、契約不履行に基づく損害
賠償は契約とは別個の存在として位置付けられるから、債
務者が本来的な債務の履行とは別に損害賠償責任を負うべ
き理由を説明しなければならぬ。近時の議論が、不履行
と帰責事由が一体的に判断されることを認めながらも、な
お帰責事由を独立した要素として提示するのは、約束に違
反したことや、損害賠償について約束したことを、帰責の
ためのファクターとして構成する必要があったからである。
むしろ、賠償の論理を排除し、契約不履行に基づく損害賠
償の本性を、履行されなかった契約の実現を確保するため
の制度として捉え、右のような転嫁のファクターを考慮し
ない履行モデルの方が、契約利益の確保という損害賠償論
と親和的であるとす。

2 次に、損害賠償債権の消滅時効起算点（及び証明責任

分配ルール)、その前提としての契約不履行に基づく損害賠償と契約債権の関係について。フランスの賠償モデルは、契約不履行に基づく損害賠償を契約から生じた債権とは法的に別個の債権として観念する。このとき、損害賠償債権が発生した場合に、契約から生じた債権の帰趨が問題となりうるが、一部の学説は、契約債権から損害賠償債権への更改によって説明していたが、契約不履行に基づく損害賠償が、契約債権とは法的に別個の存在で、要件を充足した時に初めて発生する債権であるという認識について、異論が示されることはなかった。これに対して、履行モデルによれば、債務者による契約の不履行が存在したとしても、契約から生じた当初の債権はそのまま存続し、契約債権が契約不履行に基づく損害賠償という代替的な履行手段によって充足される可能性が開かれるにすぎないこととなる。従って、契約から生じた債権と契約不履行に基づく損害賠償は、法的に別個の存在ではなく、契約の実現という同一の目的のために存在する、二つの手段にはかならないことになる。

わが国の賠償モデルは、契約不履行に基づく損害賠償について、本来的債権の内容の変更または拡張であり、本来的債権と性質的に同一性を有すると理解し、そこから、契

約不履行に基づく損害賠償債権に関する消滅時効期間が本来的債権の性質によって定まること、損害賠償債権の消滅時効は本来的債権の履行を請求しうる時から進行し、本来的債権が時効により消滅した場合には、もはや損害賠償を請求することはできないことを導いてきた。しかし、フランスにおける議論を参考にすれば、賠償モデルの下では、要件充足による損害賠償債権の発生と、契約から生じた債権と契約不履行に基づく損害賠償の法的異別性という命題を承認しなければならぬはずであり、不履行によって生じた損害の賠償を目的とする損害賠償と契約債権の法的同一性を導くことはできない。判例も、消滅時効起算点について同一性の理解を示しており、例えば、履行が全くなされないケースにおける履行したことや帰責事由の不存在の証明責任が債務者に属することの理由付けも、右の意味での同一性の中に求めている。学説は、履行したことの証明責任が債務者にあるとの解決や、消滅時効以外の局面で同一性命題を持ち出す手法に批判を提起しているが、賠償の論理を放棄し、履行モデルを前提として議論を組み立てるならば、右のような判例の解決は、事物の性質上、当然のことを述べたにすぎないものとなる。履行モデルは、損害賠償の性質一般として契約債権と損害賠償債権の同一性を

問題にしている判例法理の正当化モデルとなりうるとする。

3 契約不履行に基づく損害賠償による填補対象について。フランスでは、判例の展開を受ける形で、契約不履行に基づく損害賠償の前提として損害の発生が必要かという問題をめぐる議論が展開されている。一方で、契約不履行に基づく損害賠償と不法行為に基づく損害賠償を、同一の性質を有する二つの責任制度として理解する賠償モデルは、いずれの領域においても、損害を同じ意味で理解し、損害賠償請求が認容される時点において損害が存在していることを要求する。他方で、履行モデルは、不法行為領域と同じ意味での損害を問う必要はなく、履行請求において損害の存在が要求されない以上、損害賠償請求においても損害要件は不要であるとの議論を展開する。しかし、前者の議論は、二つの損害賠償制度の性質的な同一性から、あらゆる場面において、損害を同一の枠組みで捉えようとしたために、当事者が予定した利益の実現という契約領域の特殊性を法理論の中に汲み上げることができない。また、後者の議論は、契約不履行に基づく損害賠償と契約における履行請求との性質的同一性から、あらゆる場面において、損害という要素をその要件枠組みから排除しようとしたために、当事者が予定した利益の実現という視角が、損害賠償の局

面でそぎ落とされている。一部の学説は、当事者によって予定された契約利益が実現されなかったことを損害の中に取り込み、それを不履行自体によって確認することができるのか、それとも、不履行だけでは確認することができないのかによって、損害の証明を別異に扱うとの理解を示している。この立場は、契約不履行に基づく損害賠償を等価物による履行と構成しながらも、一律に損害要件を排除することなく、それを契約利益の不実現という視点から捉えようとする手法として評価することができる。

わが国の議論は、契約不履行に基づく損害賠償によって填補される対象としての損害を、違法行為が存在しなければそうであったであろう利益状態と現在の利益状態との差あるいは、違法行為によって被った不利益な事実という形で把握してきた。これらの定義を一瞥するだけでも明らかになるように、従来の議論は、二つの損害賠償がいずれも有責な行為によって生じた損害を賠償する制度であるとの理解を前提に、契約領域と不法行為領域とにおいて、同じような形で損害賠償の対象を把握しようとするものと言うことができる。しかし、これらの概念では、契約不履行に基づく損害賠償の成否に関わる要件のレベルで、契約目的・利益の実現という契約法の特性を反映した枠組みを構

築することができなくなってしまう。履行モデルからは、契約不履行に基づく損害賠償によって充足される対象は、債権者が契約から期待したが実際には獲得することのできなかった利益であり、その有無は、契約が正確に履行されていたならばそうであったであろう状態と現実の状態とを比較することによって評価される。右の判断枠組みを通じて評価される契約利益の不実現が存しなければ、それによって実現すべき対象も存在しないから、契約不履行に基づく損害賠償における損害は、たとえそれを契約の履行方式として捉えるにしても、欠くことのできない必須の要件といえるとする。

4 最後に損害賠償の範囲について。フランスの賠償モデルによれば、契約不履行に基づく損害賠償は、不法行為に基づく損害賠償と同じく、フォートによって惹起された損害が全て賠償の対象となるという意味での「完全賠償原則」(これは、責任原因と直接的な関係にある損害の全てが賠償の対象となるという意味である)が、民事責任法の基本原理として受け入れられている。この立場を前提とする場合、契約不履行に基づく損害賠償の範囲を予見可能性によって制限している民法典一一五〇条は、「完全賠償原則」に対する例外を定めた条文ということになり、その結

果この例外を何らかの形で正当化する必要に迫られる。そこで、二〇世紀初頭以来の学説の多数は、これを契約当事者の意思によって説明しようとしてきたが、契約不履行に基づく損害賠償の発生根拠を契約上のフォートに求めながら、効果の局面についてだけ意思による拘束を及ぼそうとする説明の手法には、理論的一貫性の欠如が指摘される。そこから、一部の学説は、民法典一一五〇条を取引促進のための政策的手段として位置付けたり、同じ民事責任の論理に属しながら二つの損害賠償の範囲が異なる規律を受けているという状況の不合理さを指摘し、同条の廃止を主張するに至っている。これに対して、履行モデルによれば、契約不履行に基づく損害賠償は、契約債務の等価物による履行方法にすぎないから、契約債務が、当事者によって予定されたものを範囲とするように、その代替的履行手段としての契約不履行に基づく損害賠償も、当事者が予定した範囲に限られる。従って、この解釈は、民法典一一五〇条を、「完全賠償原則」に対する例外でも、制限賠償原則でもなく、契約債務が完全に履行された場合を金銭によって表現するという原則、いわば、完全履行原則の表明として位置付けるものである。

わが国の賠償モデルは、損害賠償の範囲は相当因果関係

によって決せられ、民法四一六条はこの相当因果関係の内容を定めた規定であると理解してきた。もっとも、わが国の議論は、予見可能性を中核とした賠償範囲確定ルールそれ自体を相当因果関係の問題として把握するという点に特徴がある。そのため、賠償モデルに対して、四一六条が理論的に相当因果関係と結びつく根拠ないしメカニズムが明らかにされていないとの問題を指摘することが可能となる。また、契約利益説は、賠償モデルがよって立つ完全賠償原則を批判して、制限賠償原則に由来する四一六条の解釈を提唱するが、問題となる契約利益の中に、債権者が当該契約を通じて獲得しようとした利益以外の要素を含めるときには、予見可能性という規範言明が不適切なものとなる。これに対して、履行モデルによれば、四一六条は、契約が正確に履行された状態を実現する完全履行原則の表明として位置付けられ、予見可能性は、契約の内容によって規律される客観的概念として把握される。このように理解すれば、民法四一六条が、契約不履行に基づく損害賠償に関し、のみ、予見可能性を基軸とする賠償範囲確定ルールを設けた意味も明らかとなるとする。

5 以上から、本論文は、契約不履行に基づく損害賠償それ自体に関わる諸問題について、賠償モデルには、多くの

理論的・実際の問題が内包されていること、履行モデルによれば、これらの諸問題を克服し、契約の特性を反映させた、論理的に一貫性のある解釈を提示しうることを結論付ける。

(三) 第二部では、個々の問題の検討から抽出された成果を総体的に捉えるために、契約不履行に基づく損害賠償に関する二つの理論モデルを起点として、解釈、制度設計、体系のあり方が探求されている。

1 まず、本論文は、日本民法の債務不履行規定の意味を明らかにするために、古法から一九世紀にかけてのフランス、旧民法、現行民法制定過程における契約不履行に基づく損害賠償に関する議論を検討する。

ドマの著作の中には、二つの損害賠償をいずれもフォートによって惹起された損害を賠償するための責任制度として捉えていた叙述と、契約不履行に基づく損害賠償を、物の保存債務や売主の担保債務のように、合意の本性に基づく債務として位置付けている叙述のいずれもが存在するとする。ポティエは、後者の視点を基礎とし、しかも、これを合意ではなく債務のレベルで捉える枠組みを構築した。ポティエは、「債務不履行もしくは履行遅滞の結果生ずる

損害賠償」を、原初債務の不履行の場合に、当事者の約定を介在させることなく当然に認められる二次的債務として分析する。つまり、ここでの損害賠償は、あくまでも、原初債務の不履行を填補する役割を担わされている。しかも、ポティエは、ドマのように合意の本性と接続することなく、合意の効果としての契約不履行に基づく損害賠償をより抽象化し、「債務の効果」としての債務不履行に基づく損害賠償として構成する。フランス民法典は、右のようなポティエの構想を基礎として、契約不履行に基づく損害賠償の条文を用意し、一九世紀の議論も、基本的に、ポティエの構想を引き継いでいた。

旧民法における債務不履行による損害賠償の規定も、一九世紀フランスの議論状況を反映したものとなっている。ポアソナードは、「損害賠償ノ訴権」を、「直接履行ノ訴権」と並ぶ、「債務の効果」として位置付け、いずれの訴権についても、債務が任意に履行されなかった場合に債権者が採りうる強制の手段として捉えている。こうした理解は、ポティエの原初債務の効果としての二次的債務たる損害賠償」と同じ枠組みを示すものとして理解することができる。しかしながら、旧民法の中には、予見可能性による賠償範囲確定ルールを不法行為にも準用する旨の規定が存

在しており、債務不履行に基づく損害賠償を債務不履行によつて惹起された損害を賠償するための制度として捉えるモデルの萌芽となりうる要素を見出すこともできる。現行民法の起草過程における議論から、債務不履行に基づく損害賠償の性質や基礎に関わる部分では、明らかに、債権に内在する力、代替的な実現手段といった視点が強調されているのに対し、債務不履行に基づく損害賠償の範囲という効果の局面では、「債権の効力」という視点と、損害の賠償という視点のいずれもが提示され、議論の基礎となっていた。しかし、賠償の視点を強調して完全賠償を提案する梅の見方は、条文の形で結実することはなく、少なくとも、債務不履行による損害賠償の体系的な位置付けや、旧民法から多くを引き継いだ条文の構成は、前者の視点に親和的なものである。従つて、こうした債務不履行規定の成立過程からすれば、履行モデルを基礎に議論を再構築することは十分に可能であり、契約不履行に基づく損害賠償に関わる諸問題を統括し解釈の枠組みとして構築するという意味での体系的有用性をも保持しているとする。

2 右の考察を前提に、本論文は、一九世紀末以降のフランス、民法施行直後の日本において、履行モデルから賠償モデルへの変遷が起こり、また、今日のフランス等で等価物

による履行論が主張されるようになった要因を解明することを通じて、二つの理論モデルの解釈論的な有用性を問う。

フランスにおいては、一九世紀末から二〇世紀の初めにかけて、契約の履行方式としての損害賠償から不履行によって惹起された損害の賠償方式としての損害賠償への変遷が生じた。賠償モデルの誕生を促したのは、何よりも、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてのフランスの政治的・社会的・思想的状況であった。第二帝政下における産業の飛躍的な発展、それに伴う人間の姿の見えにくい事故の増加が、個人にそれまでとは異なる新たな問題を生じさせ、第三共和政の成立を一つの契機とした連帯思想の展開、社会への関心の高まりが、こうした問題を共和国全体の問題として捉える枠組みの形成を促進した。また、賠償モデルの誕生を支えたのは、世紀の変わり目に一つの頂点を迎えたドイツ法学への関心であり、その研究成果の中から、賠償モデルの原型が生み出される一方、社会から生じた被害者に適切なものと考えられた賠償を提供する手段として、契約不履行に基づく損害賠償の賠償化が選択された。さらに、履行モデルの内部においても、債権の実現や、意思に依存しない形での合意を起点とするモデルが存在したにも関わらず、それらが忘れ去られ、当事者意思、黙示の合意

といった主観的モメントを出発点とする履行モデルのみが議論の前提とされていたために、当時の履行モデルは、意思に基づかない債務の不履行に基づく損害賠償を意思によって説明するという理論的矛盾を抱え、また、意思自治の相対化という学理的な傾向に抵抗できなかった。その後の判例・学説は、契約領域における義務違反の存在が認められさえすれば、対象ケースを契約不履行に基づく損害賠償の領域に含められるという論理構造を最大限に利用することで、後者の領域を拡大していった。これに対して、わが国の賠償モデルは、当初ドイツの議論の影響が見出されるのみであったが、昭和四〇年代以降、被害者に対する賠償の提供という目的に導かれつつ、安全配慮義務や保護義務をめぐる議論を通じて契約不履行に基づく損害賠償の領域を拡大していった。

しかし、フランスの判例においては、賠償モデルの論理構造を利用した契約領域における義務を拡大するに際して、とりわけ、安全債務が手段債務と性質決定されるときには、安全債務の発見によって実現しようとした補償の確保という目的が全く果たされていないばかりか、非競合原則と物の所為に基づく不法行為責任の存在によって、場合によっては、それに反するというような事態も起こっている。ま

た、補償の確保という目的は、賠償モデルを基礎とした契約不履行に基づく損害賠償ではなく、フォートに基礎を置かない不法行為法や補償を目的とした特別の立法によって十分に到達しうるものである。従って、判例における賠償モデルは、少なくとも、今日においては、唯一絶対的な手段ではなく、むしろ、理論的・実際の問題を生じさせる有害な枠組みであると見ることができると言える。学説は、判例法理に内在する諸問題を解消するため、多様な試行を繰り返す中で、履行モデルによる賠償モデルの克服を試みている。他方、わが国では、請求権競合が前提とされているため、フランスにおけるような実質的な問題が生ずることは稀である。しかし、安全配慮義務に典型的な形で見られるように、フランスとは異なり、契約と結び付けることなく賠償モデルの基礎となる不履行の範囲を増大させた結果、二つの損害賠償制度の一元化・融合化という事態を生じさせてきた。こうした基本態度は、契約不履行に基づく損害賠償をめぐる諸問題の議論に混迷をもたらし、民法の体系を覆し、契約不履行に基づく損害賠償の独自性を消滅させるという意味で有害でもある。

3 次いで、本論文は、契約不履行に基づく損害賠償に関する二つの理論モデルを起点に、立法提案とそれをめぐる

議論を検討し、その制度設計のあり方を問おうとする。

今日のフランスにおける契約不履行に基づく損害賠償の立法提案には、二つの損害賠償を民事責任法の中に統合し、それらの制度を可能な限り一元化しようとする構想と（債務法及び時効法改正準備草案、民事責任法案。また、必ずしも明確に提示されているわけではないが、司法省契約法改正草案）、二つの損害賠償制度を明確に区別し、契約不履行に基づく損害賠償を履行の実現という視角から捉えようとする構想（契約法改正の諸提案）が存在する。これら二つの構想は、いずれも、契約不履行に基づく損害賠償に関する賠償モデル・履行モデルを反映したものである。しかし、二つの損害賠償を民事責任法の中に統合する構想には、契約不履行に基づく損害賠償が契約不履行法や契約法から切り離され、その特殊性が失われるという重大な問題が存在する。これに対して、契約不履行に基づく損害賠償の制度や条文を履行実現という視点から構築していこうとする立場は、フランス実定法の混乱状況を解消させるべく意図されたものであり、補償の確保が別の手段で十分に実現されている限り、フランス法の文脈においても、十分に成り立ちうる制度設計である。また、これらの中間に位置付けられるものとして共通契約原則がある。これは、契約

不履行に基づく損害賠償と不法行為に基づく損害賠償の性質の一元性を前提としつつ、前者を契約不履行法の中に組み込む方法であるが、少なくとも、共通契約原則における議論を見る限り、制度的二元性をどのように作り上げるのか、また、それをどのように正当化するのかという点について、大きな課題が残されている。

他方、わが国の契約不履行に基づく損害賠償の立法提案、及びそれらをめぐる議論は、基本的に、賠償モデルに依拠している。まず、民法改正研究会の正案は、債務不履行に基づく損害賠償の原理として、二つの損害賠償の性質的同一性を前提とする考え方を出发点とする。しかし、そこでは、損害賠償の原理が明確に意識されていないことから、損害賠償責任の根拠や賠償範囲等の場面で理論的不整合を生じさせている。また、同案は、賠償モデルを前提としながらも、債務不履行に基づく損害賠償を債権の実現手段として位置付けるモデルを基礎とする民法の構造と判例法理をベースとした改正提案を行っているために、基本原理と条文との間に理論的乖離を生じさせている。次に、民法(債権法)改正検討委員会の債権法改正の基本方針は、近時の国際的立法やモデル・ルールの研究成果、学理的な議論の進展を踏まえながら、賠償モデルを前提としつつ、契

約の特殊性を考慮に入れた立法提案を行っている。もともと、同案には、損害賠償債権の消滅時効等の場面で、実定法との不連続性が見られる。さらに、同案の基礎とするモデルは、契約の実現という視点に賠償という異質な原理を組み合わせる枠組みであるために、理論的な問題が生じている。さらに、同案は、契約に固有の枠組みを構築するものであるから、契約以外を発生原因とする債務の不履行に基づく損害賠償について、別の原理・制度を予定せざるをえなくなる。これに対して、履行モデルによれば、日本の民法及び実定法との連続性を確保しつつ、しかも、契約の特殊性の考慮と債権全体への包括性という、相反するような二つの要請を同時に充足しながら、不履行に基づく損害賠償の制度を構築することが可能となる。このように、履行モデルは、フランスのみならず、日本における契約不履行に基づく損害賠償の制度設計に際しても、有用なモデルであるとする。

4 最後に、本論文は、契約不履行に基づく損害賠償に関する理論枠組みが契約不履行法及び民事責任法全体に与える影響を検討する。

まず、履行請求との関連では、履行請求権から賠償請求権への転化が認められる際に、賠償モデルによれば、履行

の論理に属する現実の履行請求権と、賠償の論理に属する契約不履行に基づく損害賠償は、それぞれ異なる目的を持つから、両者の発生及び消滅に係る問題を理論的に説明することができない。これに対して履行モデルによれば、履行請求権も、契約不履行に基づく損害賠償も、債権の実現手段にほかならないので、債務者による債務の不履行が存在する場合、債権者はいずれを選択することも可能である。次に、契約解除との関連では、契約解除は有用でなくなった契約からの離脱を認めるものであるが、これは、債権者に対してはや現実に行われることが期待しえなくなった契約からの解放を認めるだけで、その契約から得られるはずであった利益の放棄を強制するものではない。

契約不履行に基づく損害賠償と不法行為に基づく損害賠償の関係に関しては、まず、賠償モデルによれば、二つの損害賠償の各制度を同一の判断構造に服せしめることが必然的に要請される。しかし、現行民法は、二つの損害賠償を区別して扱い、少なくともその体系及び条文の上では、両者の判断構造を異なるものとして設計していた。そうすると、制度設計論であれば格別、現行民法の解釈枠組みとしては、二つの損害賠償制度における判断構造が共通であることを前提とした議論を展開することには、大きな困難

を伴う。これに対して、履行モデルによれば、二つの損害賠償の制度を、それぞれ異なった判断構造の下で把握することが要請されるから、民法の体系及び条文に即した議論を行うことが可能となる。次に、契約不履行に基づく損害賠償を不法行為のモデルに基づいて構築する手法と債権総則上の制度として位置付ける体系的プランを組み合わせれば、債務不履行に基づく損害賠償は、ほぼ無限定に拡張されうる理論的素地を備えることになる。他方、履行モデルによれば、契約において予定された利益の実現という視角から、その領域を当事者が合意もしくは類型の選択により契約で予定した利益の範囲によって画されるとする。

5 以上より、本論文は、履行モデルが、現行民法の構造に適合的な解釈枠組みであり、また、実体法との連続性を確保した制度設計を行うに際しても、あるいは、より広く、契約不履行法・民事責任法全体を視野に入れた体系化を図る際にも基礎とされるべき有用なモデルであることを結論付ける。

(四) 結論では、これまで展開されてきた議論を踏まえた上で、本論文の主張がごく簡潔な形で提示されるとともに、今後の検討課題が提示されている。

三 本論文の評価

以上のような本論文の構成とその概要を踏まえて、本論文に対する評価を述べる。

(一) 内容についての評価

本論文の意義は、契約不履行に基づく損害賠償に関する二つの理論モデルを提示し、これを基軸にフランス及び日本の議論を詳細に検討して、これまでの一般的な理解 \parallel 賠償モデルの理論的・実際的問題を明らかにした上で、それに代わる理解 \parallel 履行モデルを基礎とした解釈論・制度設計論を展開したことに求められる。

中でも、損害賠償法としての民事責任において契約責任と不法行為責任を一元化する伝統的理解に再考を迫り、契約責任を「契約実現のための手段」と捉え、「契約不履行によって生じた損害の賠償」ではなく、契約の履行方式の一つと位置付ける構成を提唱する筆者のねらいは明快であり、筆者のいう「賠償モデル」に関する分析・問題点の指摘及び検討が包括的に提示されている点が評価に値しよう。

1 まず、本論文が採用する分析枠組みについて。従来、わが国においては、不法行為の損害賠償理論と債務不履行による損害賠償理論を損害賠償理論の枠組の中で構築する見解が支配的であったが、その後、契約を起点に据えた契

約責任論、すなわち、契約の拘束力や契約におけるリスク分配の考え方を基礎とした議論を展開する見解が登場し、有力となつている（わが国で現在進行中の民法（債権関係）改正の審議においても、後者の考え方が強調されている）。本論文も、その潮流における問題提起から大きな影響を受けているように見受けられる。しかし、白石君は、本論文が採用する分析枠組みは、これとは全くレベルを異にしているとする。すなわち、本論文は、不法行為のモデルを基礎とするか、契約の拘束力・契約におけるリスク分配を基礎とするかという形での議論が、いずれも、賠償の論理を前提とする点において変わりはないこと（本論文によれば、これらの議論はいずれも賠償モデルの低位モデルとして位置付けられる）、後者のように契約を中核に据えるのであれば契約の履行という視角からの構想も考えられること、を述べ、そして、こうした二つのモデルを設定することによって、従来の契約責任論を相対化し、賠償ではなく債務の履行の一態様として賠償を位置付けようとする。もっとも、本論文のいう履行モデルについては、そもそも、契約の拘束力に由来する契約ないしは債権の効力として債務不履行に基づく損害賠償を位置付け、その効果が契約利益の確保であるという意味で履行モデルが提唱されて

いるとすれば、すでに従来いわれてきた議論を、履行モデルと呼ぶのが適切であるという以上の議論に映らないという批判が想定できよう。また、履行利益の賠償を不法行為責任と区別すること自体は、すでに契約利益説に代表される見解が浸透しているところであり、それだけでは目新しいとはいえない。さらに、現在の債権法改正の議論の中でも賛否が対立して論じられているように、もともとこの問題は、結局は説明のレベルの問題であって、本論文という賠償モデルの考え方ではなぜいけないのかという反論もお成り立ちうるところであり、本論文のいうような両モデルに明確な差が存在するかどうか疑わしいという批判もありうるところである。加えて、契約の拘束力や契約におけるリスク分配を基礎とする理論（本論文のいう契約Ⅱ賠償モデル）と本論文の立場とのレベルの差が、どれだけ説得的に記述されているか（前者を賠償モデルの低位概念として本論文の立場と対比させる点）については、評価が分かれるところと思われる。

しかし、少なくとも、本論文が、その採用する分析モデルの視点から、従来個別に論じられてきた債務不履行に基づく損害賠償の数多くの争点について、包括的で統一的な理論分析を提示している点は高く評価できる。さらに、本

論文の分析は、賠償モデル・履行モデルという枠組みを基本としつつ、そこに三つの方向性からの補充を行うことによって、分析に厚みを加える努力がされている。第一に、各理論モデルの論理構造や課題の分節的な検討である。例えば、本論文は、損害賠償の範囲の問題を検討する際に、賠償モデルを前提とする場合に検討されなければならない課題を四つのレベルに分けて提示しており（完全賠償原則の解釈、制限賠償原則の正当化、制限賠償原則を支えるルールの正当化、二つの損害賠償の相違の正当化）、これによって、それぞれの見解がどのレベルで問題を抱えているのを明確に示すことが可能となっている。第二に、各理論モデル内部における低位モデルの設定である。本論文は、帰責事由や損害賠償の範囲を検討するに際して、賠償モデルの中に、不法行為Ⅱ賠償モデル、契約Ⅱ賠償モデルを設定し、これらのモデルを用いて従来の議論の問題点を描き出そうとする。これは、賠償の論理のみが決定的に意味を持つ場面と（損害賠償債権の消滅時効や証明責任分配ルールの正当化）、賠償の論理に加えて契約の考慮の有無が重要になる場面とを分けた上で、後者の局面においては、賠償モデルという最上位の分類からの検討のほかに、契約という要素をどれだけ考慮しているかという視点からの検討

が必要不可欠であるとの問題意識に出たものと評価しうる（ただし最近の有力説を契約Ⅱ賠償モデルと分類することには、有力説の論者からの反論もありそうである）。さらに本論文は、理論的分析を通じて、履行モデルの内部でも、（契約）債権の効力を強調するタイプの議論と、合意の効力から論理を展開するタイプの議論がありうることを指摘している。このような考察は、前者のタイプの履行モデルが、債権総則上の制度として債務不履行に基づく損害賠償の規定を用意している日本の民法との関係で体系的整合性を持ちうること、この点に契約Ⅱ賠償モデルとの大きな相違を見出しうることを明らかにするという意味を持つものである。第三に、理論モデルの相対化である。本論文

は、賠償モデル・履行モデルを有用な分析枠組みとして用いつつ、それだけでは捉えきれない問題があることをも自覚している。例えば、契約不履行に基づく損害賠償の対象を論じた箇所では、フランスのように、契約不履行に基づく損害賠償の性質から直接的に一定の帰結を導こうとする議論の誤謬を鋭く指摘し、そこには、問題の性質上、性質論以外の考慮が入り込みうることを明らかにするのである。2 次に、本論文の解釈及び制度設計に関する提案について。本論文は、契約不履行に基づく損害賠償を、実現され

なかった契約の履行を確保するための制度として捉える構想を提示し、これに基づいて民法の解釈を行うべき旨を提案する。

本論文の論証は、まず、帰責事由要件の意味、損害賠償債権の消滅時効（及び証明責任の分配ルール）、損害賠償の対象、損害賠償の範囲という個々の問題について、二つの理論モデルを用いた分析を行い、履行モデルの理論的な有用性を明らかにした後、現行民法へと至る沿革と立法過程を詳細に跡付けて、履行モデルの解釈枠組みとしての有用性を提示する一方、その後の議論の展開、つまり、賠償モデルの生成・発展の過程とその要因を説明することを通じ、賠償モデルを生み出すに至った実践的意図が現在においてそれほどの意味を持ちえないことを明らかにするという形で行われている。とりわけこの作業は、フランスの膨大な民事責任法の発展を追跡する丹念な検討を前提に行われており、その中での考察によって、個別の条文や文言の解釈にとどまらず、解釈の背後にある理論や条文及び制度の基礎となる原理を説明しようとしている。フランス民事責任法に関する個別の紹介・研究はこれまでも試みられてきたが、およそその全体を俯瞰する分析・検討を提示する試みはわが国で初めての試みと評することができ、この丹

念な研究には高い評価が与えられてよいであろう。

こうした民事責任法の判例分析を通じて、本論文は、実務や判例もたらず帰結を尊重しつつ、履行モデルの有用性を主張している。本論文の提案は、現実の紛争解決にとって意味のある判例法理（例えば、証明責任の分配ルールについての判例・実務等、損害賠償債権の消滅時効、貸金業者の取引履歴開示義務等の契約を取り巻く義務の違反に基づく損害賠償の性質等）を理論的に説明しようとする点で、単に理論的な平面だけでなく、実質的な有用性を跡づけようとするのである。もちろん、本論文も、履行モデルによって全ての判例法理を説明しえないことは認めているが、その場合には、こうした判例法理が生み出されるに至った要因を多面的に分析することによって、履行モデルの下でも十分に対応が可能であることを論証しようとしている（例えば、安全配慮義務の問題等）。その分析を通じて、本論文は、賠償モデルに一定の有用性が存したことを認めつつも、それが今日において必ずしも妥当しないことを、社会的、思想的、理論的コンテクストを視野に入れたつ明らかにし、履行モデルを基礎とした提案を行う際に指摘されうる諸問題に添えている。「理論モデルの動揺」との表題が付せられた第二部・第一章・第二節における考察

がそれである。同節は、フランス法と日本法を対比させながら、歴史、社会学、思想等の他分野の学問的成果を取り入れ、各時代における民法学の方法論や思考様式を意識しながら、膨大な数の判例及び文献をフォロワーして、賠償モデル誕生・発展の要因とその現在における評価を描き出すことで、二つの理論モデルの歴史的・今日的意義を探索しようとしている。その上で、右のような特徴は、民法の解釈の場面だけでなく、立法論を問う局面においても見出すことができる。例えば、フランスにおける立法提案、あるいは、フランス民法学から見たヨーロッパの立法提案を分析する際には、フランス実定法との連続性、フランスの社会状況、フランスにおける「ヨーロッパ契約法」研究の動向等を踏まえる努力がされている。

かくして、本論文の提案は、「結論」の中で白石君が述べているように、契約不履行に基づく損害賠償に関わる諸問題（帰責事由の意味、損害賠償請求権の消滅時効、証明責任の所在、契約不履行に基づく損害賠償の対象、損害賠償の範囲）について、判例上の解決を無理なく説明しつつ、理論的に一貫性のある枠組みを構築し、契約不履行法、契約法、民事責任法の体系化に向けた有用な視座となりうるものである。ただ、繰り返すならば、それが従来議論に

比してどれだけ決定的な優位性を持つものかは、なお評価が分かれるところであろう。もちろん、少なくとも本論文が、今日のわが国の債権法改正における、契約の拘束力を重視する有力説の側からは、同説をより精緻化・高度化するものとして、肯定的に評価され採用されるものであろうことは想像に難くない。

(二) 手法についての評価

本論文は、検討の方法や素材という点においても、評価されるべきものを含んでいる。

1 まず、フランス法との比較検討について。本論文は、「履行モデル」に依拠した解釈・制度設計を提案するに際し、主として、フランス法との比較検討を行っているが、本論文におけるフランス法研究については、以下の二点が評価の対象となろう。

第一に、本論文における比較法の手法である。本論文が提案する賠償モデル・履行モデルという分析枠組みは、フランスにおける契約不履行に基づく損害賠償の性質をめぐる議論から示唆を得て構成されたものであるが、本論文の分析枠組みとフランスにおける議論との間には、テキストの再構成という手法によっても解消することのできない重

要な相違が存在する。このことは、契約の拘束力に与えられる意味や債権の効力としての位置付けの評価、契約不履行に基づく損害賠償の対象、手段債務・結果債務に対する評価、身体的損害の取扱い、二つの損害賠償の関係等の場面で明確に現れている。本論文は、これが、そもそも民法の構造や実定法の現状が異なること、カテゴリーからの論理的演繹の程度が異なること、論理構造を説明する意識の程度が異なることに起因するものとする。このことをより一般的に言うならば、本論文においては、日本法の議論を分析する視角を得るためになされるフランス法との比較法研究が、民法の条文や体系、判例法理の現状、民事責任法全体を取り巻く基本原理、民法学の方法論や思考様式等の、各レベルにおける構造的な相違を踏まえてなされているのである。これらの比較法の方法によって、本論文の分析や提案は、フランスを発想源としつつも、日本の法体系や社会に適合したものに生まれ変わらせようと試みられている。しかし、彼我の距離感からして、この試みの説得力には賛否があるが、一つの比較法の実践例としての評価は十分に与えられてよからう。

第二に、本論文におけるフランス法研究の意義である。本論文では、契約不履行に基づく損害賠償の個別問題を検

討する際にも、繰り返し、契約法や民事責任法全体、フランス民法学の動向を視野に入れた考察が行われている。若干の例を挙げるとすれば、すでに言及したように、賠償モデルの生成を論じた箇所では、当時の不法行為法の状況、一九世紀後半の民法学に対する社会・連帯思想や政治状況の影響、比較法研究の動向に触れられているし、その発展を跡付ける場面においては、物の所為及び他人の行為に基づく不法行為責任や責任能力の問題等に関わる判例法理の分析を通じて明らかにされた「賠償というイデオロギー」とも評されるフランス民事責任法の基本的立脚点に、重要な分析視点としての意味が与えられている。また、近年における等価物による履行の復権を描き出す際には、フランスにおける契約不履行法研究のあり方、広い意味での民法典研究や「ヨーロッパ契約法」研究の動向等の影響が強調されている。さらに、こうした関心は、個別の学説を検討する場面にも現れている。例えば、サレイユ、ブラニオル、ジョスラン等の問題理解を検討する際には、彼らの法学のあり方一般にも言及し（しかし、それ自体に独創的な分析が加えられているわけではないことは、いささか物足りなさを感じさせるが）、その上で、それぞれの理解が本論文の検討課題にとつてどのような意味を持ちうるのかが明らか

かにされている。これらの丹念な努力は十分に評価されたい。

2 次に、本論文における検討資料について一言する。末尾に付された一二二頁にも及ぶ引用文献一覧からも明らかとなるように、本論文においては、日本及びフランス両国に亘って膨大な数の判例・文献が引用されている。これらの資料を読み込み、本論文の問題意識に従って検討・整理することだけでも大変な労力を要するものと思われる。この点で、白石君の資料収集・分析能力の高さを窺うことができ、また本論文の、今後の関連研究に対する高い資料価値を与えることとなるであろう。

3 しかしながら、本論文の主題に対するフランス法研究の「成功度」については、なお以下のような批判も成り立ちう。

そもそも、「履行モデル」については、契約責任と不法行為責任との峻別化、及び、前者を契約利益の保障という観点から再構成する見解それ自体はすでに学界に存在するところであるから、「等価物の履行による契約の実現」ということの具体的内容がまず問われるべきところ、本論文では「履行モデル」という視点の提供が先行し、ようやく終盤（八六四頁以下）に至って内容に関する論及があるに

すぎない点に難がある。しかも、本論文は、履行モデルによる一貫した理論構築の可能性を示唆することに終始し、履行モデルそれ自体の必要性と、履行モデルの賠償モデルに対する優位性（なぜ履行モデルでなければならないか）を十分に論証できていないと思われる。

解釈理論のレベルでは、そもそも、フランスでの賠償モデルと履行モデルの対比は、わが国での不法行為 \parallel 賠償モデルと履行モデルとの対比であり、その枠組みで、要件論・効果論の対比に反映されている点では、対比に意味もある。しかし、契約 \parallel 賠償モデルは、不履行に基づく損害を契約利益の範囲で賠償することを目指す点で、究極的には、契約履行の利益確保の枠組を契約の拘束力に基づいて把握しようとするモデルであり、履行モデルとの有意な差はどこにあるのかが疑問である。すでに述べたように、契約 \parallel 賠償モデルがあくまで賠償モデルであると位置付ける論拠が希薄であり、各論的解釈論としての要件・効果論における履行モデルの個別的な帰結での新規性は認め難い。そのため、賠償モデルに対する優位をもっとも明白に強調する同一性命題についても、契約 \parallel 賠償モデルが沈黙しない以上、その評価は、賠償モデルの視点だけで評価しえないため、履行モデルの解釈論的優位性は、大きく後退せざる

をえないということになるのではなからうか。

また、フランスでの両モデルの対比は、とりわけ、無過失責任を広範に認める不法行為法に対して安全義務などの拡張により、債務不履行責任が過失責任で運用され、しかも訴権非競合論によって、救済の不均衡が生じることに對する批判として、履行モデルが有用である旨が主張されることで、その実践的な意義が強調されている。しかし、履行モデルはそのような実践的利益があるフランスにおいても評価は今なお限定的である。その原因がどこにあり、賠償モデルの利点がどこにあるのかについての議論の提示はない。まして、わが国では安全配慮義務の拡張がフランスにおける安全義務の拡張に対比できる現象であるとはいえず、過失責任としての不法行為法の運用と不法行為との競合論の下では、安全配慮義務を債務不履行から排除しなければならぬ実践的需要は大きく異なる。しかも、理論的な債務の拡張に対する批判はかねてより有力である。このような状況の差を考えると、確かに、債権の効力として賠償の救済を強調するという提言には新規性が認められるが、そのための論証として「履行モデル」を打ち出した本論文の試みはどこまで成功したといえるのであろうか。

次に立法理論のレベルにおいても、本論文は、フランス

での履行モデルが、近時のヨーロッパ契約法における救済体系を意識した議論となつている点で、賠償モデルとシステムを異にする旨を指摘する。そうであれば、救済体系として、賠償モデルに対する履行モデルの優位性がどこにあるかが再度問われなければならない。フランスにおける不履行以降の救済を損害賠償に一元化した上で現物賠償と金銭賠償の任意の選択を認める方策と、不履行以降の救済を履行請求権に一元化した上で、現実履行と金銭履行の任意の選択を認める方策との優位関係はどうか。厳密に言うならば、本論文ではこの検討が欠けているため、履行モデルの優位の「証明」は立法論レベルでもなお十分には成功していないということになるのではなからうか。

(三) 周辺の検討視角についての論評

その他、体系的構築という意味でさらに完全を期すためには、以下のような諸点の検討が必要となる。

① 履行責任に関する基礎理論の必要性

契約の履行として本来的履行と等価物による履行を觀念するとき、損害賠償法からの批判的アプローチだけでなく、履行責任に関する従来の理解との異同等からこれを正当化する契約法アプローチも必要と思われる。

② 履行責任の相互関係・要件

本来的履行請求や強制履行との関係、及び価値による履行方式の要件（不履行の意義、免責要件等々）は何か、「二次的債務」としての価値履行の意味は何かなどにつき、どのように正当化すべきかに関する検討がいまだ少ない。

③ 不履行に対する救済全体における整備

解除との関係、損害賠償との関係について末尾に指摘があるが、問題提起にとどまつている。とりわけ、不履行に対する救済として、「等価物の履行」による保護と「債務不履行によって被った損害」に対する保護との区分をどのように構成し、具体化するかが今後の課題となっている。

四 結論

以上のように、本論文は、なお課題とすべき点が指摘できることは否めないが、債務不履行に基づく損害賠償論を貫徹する理論モデルを提示する試みであり、その内容のみならず、分析手法においても、大きな学問的寄与をなしている業績であることは間違いない。もちろん、白石君自身も認識しているように、ドイツの議論が検討されていないこと、契約不履行に基づく損害賠償と代金減額請求との関係や二つの損害賠償の適用関係についての検討が留保されて

いること等、なお究明の残された部分も存在する。またそもそも、履行モデルの優位性を説得的に論じるためには、本来的履行請求権と賠償請求権との関係等の分析も必要であろう。本来の履行請求と金銭による履行請求との関係もより明瞭にすべきである。そして最終的に本論文をオリジナリティあるものとするには、履行モデルに立脚する履行責任論の全貌の提示、及びこれまで判例・学説上問題とされてきた契約不履行に対する救済において、この構成がより妥当する旨の具体的論証が必要となろう。しかし、これらの課題は、履行モデルによる債務不履行に基づく損害賠償論の理論的一貫性の証明とは別次元の問題と位置付けるときには、本論文を前提にした次なる課題と言うことができよう。そして、その限りにおいて、履行モデルの理論的一貫性を論証する本論文は、今後の解釈論はもとより、立法論にも一定の理論的基礎と視点を提示する業績と評価することができる。

よって、審査委員一同は、全員一致して、白石友行君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することを相当と判断するものである。

二〇一二年七月二〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授・ 法学研究科委員 同大学院法務研究科教授・ 博士（法学）	池田 真朗
副査	慶應義塾大学法学部教授・ 法学研究科委員	武川 幸嗣
副査	慶應義塾大学大学院 法務研究科教授	北居 功